

## 税制改正で相続税対策できなくなる！？

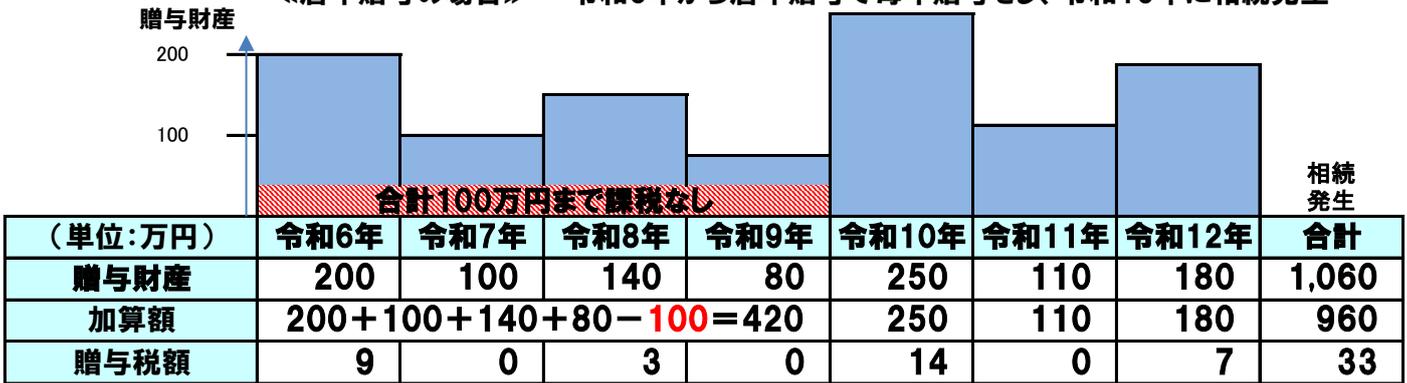
### I 令和6年1月1日以降の相続税対策(生前贈与)

令和5年度税制改正大綱により生前贈与加算と相続時精算課税制度が改正される予定です。今回はその改正予定内容についてご説明いたします。

### II 生前贈与加算の改正について

	改正前	改正後
相続財産に加算する贈与財産	相続発生前3年以内の贈与財産	相続発生前3年以内⇒ <b>7年以内(※)</b> に延長 <b>※令和10年～12年までは段階的に延長</b>
上記の加算額	基礎控除110万円控除前の金額で加算	基礎控除110万円控除前の金額で加算 (4～7年前は合計100万円控除後の金額で加算)

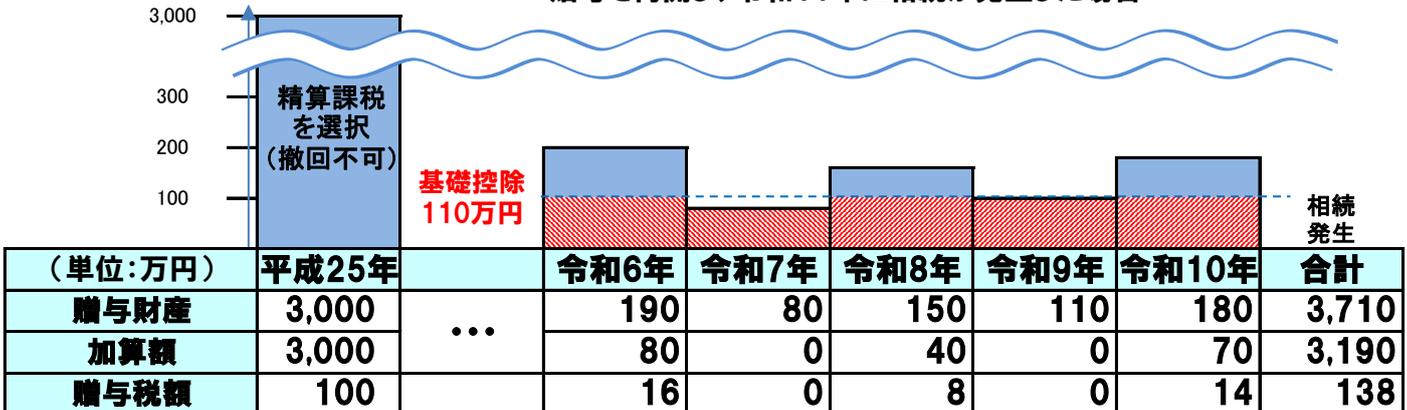
＜暦年贈与の場合＞ 令和6年から暦年贈与で毎年贈与をし、令和13年に相続発生



### III 相続時精算課税制度の改正について

	改正前	改正後
贈与税申告手続	贈与の都度申告が必要	<b>贈与額が年110万円以下の場合には申告不要</b>
贈与税(累計2500万円超)	累計2,500万円を超えた部分×20%	贈与額から110万円控除して 累計2500万円を超えた部分×20%
相続財産に加算する贈与財産	精算課税選択後のすべての贈与財産	<b>年110万円を除いた部分が相続財産に加算</b>

＜精算課税の場合＞ 平成25年に相続時精算課税を選択し3,000万円の贈与、令和6年に贈与を再開し、令和11年に相続が発生した場合



### IV 結論

今後の相続税対策としては、相続時精算課税制度の選択が有効となってきます。早期対策が可能であれば暦年贈与の活用も考慮すべきですが、いずれにしても相続時にどれくらい相続税がかかるのか把握することが重要ですので、相続税額のシミュレーション等、判断に迷う場合にはお気軽に担当者にご相談下さい。